

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																									
泉南支援学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが4件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 554 1760 913"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>和歌山県</td> <td>令和2年7月4日から同月5日まで</td> <td>17,160円</td> <td>令和2年8月18日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>和歌山県</td> <td>令和2年7月4日から同月5日まで</td> <td>16,500円</td> <td>令和2年8月18日</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>佐賀県</td> <td>令和2年10月31日から同年11月1日まで</td> <td>44,140円</td> <td>令和2年12月4日</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>佐賀県</td> <td>令和2年10月31日から同年11月1日まで</td> <td>44,000円</td> <td>令和2年12月4日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	和歌山県	令和2年7月4日から同月5日まで	17,160円	令和2年8月18日	B	和歌山県	令和2年7月4日から同月5日まで	16,500円	令和2年8月18日	C	佐賀県	令和2年10月31日から同年11月1日まで	44,140円	令和2年12月4日	D	佐賀県	令和2年10月31日から同年11月1日まで	44,000円	令和2年12月4日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>是正を求められた事項について、職員に対して精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者は、復命書及びチェックリスト等での確認を徹底することとした。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日																								
A	和歌山県	令和2年7月4日から同月5日まで	17,160円	令和2年8月18日																								
B	和歌山県	令和2年7月4日から同月5日まで	16,500円	令和2年8月18日																								
C	佐賀県	令和2年10月31日から同年11月1日まで	44,140円	令和2年12月4日																								
D	佐賀県	令和2年10月31日から同年11月1日まで	44,000円	令和2年12月4日																								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）